

令和 7 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|---------------------|----|
| 1. 12月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 24 |

令和 7 年 1 2 月 1 8 日 (木曜日)

総務委員会会議録

令和7年12月18日 木曜日

午前10時00分開議

午後 0時09分閉議（実時間122分）

委員 金子昌平君
委員 たみみ一君
委員 西和明君
委員 橋本貴喜君
委員 蓑田由貴君

○本日の会議に付した案件

1. 議案第106号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）
1. 議案第127号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第10号（関係分）
1. 議案第113号・訴えの提起について
1. 議案第114号・熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
1. 議案第119号・八代市支所及び出張所設置条例の一部改正について
1. 議案第120号・八代市振興センター条例の一部改正について
1. 議案第121号・八代市コミュニティセンター条例の一部改正について
1. 議案第133号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について
1. 議案第134号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

（令和8年度当初予算編成方針について）

（選挙公報の配布状況調査について）

○本日の会議に出席した者

委員長 木村博幸君
副委員長 大倉裕一君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長 松川由美君
財務部次長 角田浩二君
財政課長 草西亮介君
財産経営課長 上村勝一君
農林水産部
農林水産部次長 村井幸治君
市長公室
人事課長 田中博之君
総務企画部
坂本支所地域振興課長 松田薫君
市民環境部
市民活動政策課長 長船征洋君
（消費生活センター所長兼務）
部局外
選挙管理委員会事務局事務局長 橋口伸一君
（公平委員会事務局長併任）

○記録担当書記 右田理絵君

（午前10時00分 開会）

○委員長（木村博幸君） それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。なお、災害対策等並びに企業誘致等に関連する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に

付託となりますので、御承知おきお願いいたします。

◎議案第106号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）

○委員長（木村博幸君） 最初に予算議案の審査に入ります。

まず、議案第106号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分を議題とし、歳入等及び歳出の第2款・総務費について、財務部から説明願います。

○財務部長（松川由美君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の松川でございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、本日の総務委員会に付託されました議案につきまして、まず、予算議案であります議案第106号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）及び議案第127号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第10号（関係分）につきまして、角田財務部次長が説明をいたします。

また、その後の事件議案2件及び条例議案5件につきましては、各関係課の課長が説明いたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○財務部次長（角田浩二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の角田でございます。よろしくお願いたします。失礼ですが、着座にて御説明をさせていただきます。

○委員長（木村博幸君） どうぞ。

○財務部次長（角田浩二君） それでは、議案第106号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第9号をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ15億9210万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ8

60億9770万円としております。

また、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で債務負担行為の補正を、第4条で地方債の補正をお願いしております。

内容につきましては、4ページをお願いいたします。

まず、第2表、繰越明許費補正でございます。

1、追加として、表の上段から、款3・民生費、項1・社会福祉費の泉地域福祉センター管理運営事業2200万円は、屋根の防水工事のため出水期を避けて入札を行いましたが、当初入札不調となり、十分な工期の確保ができず、年度内完了が困難となることから繰り越すものでございます。

次の項4・災害救助費の住宅応急修理事業（8月大雨）2億6604万円は、被災者からの申請には修理見積書の提出が必要ですが、施工業者不足により遅れており、着工も遅れていることから、年度内完了が困難となり繰越しをするものでございます。

次の款5・農林水産業費、項1・農業費の排水機場維持管理事業2900万7000円は、本補正予算成立後に着手する必要があることや、分解整備に伴う部品の納期に期間を要し、年度内完了が困難となり繰り越すものでございます。

次の款6・商工費、項1・商工費の遙拝八の字広場管理運営事業1800万円は、遙拝八の字広場から常設トイレへ向かうためのアクセス用スロープ整備について、本補正予算成立後に着手する必要があることから、十分な工期を確保することができず、年度内完了が困難なことから繰り越すものでございます。

次の款7・土木費、項2・道路橋梁費の生活道路緊急対策事業5300万円は、工事の施行に伴う地権者との協議に不測の日数を要したため、年度内完了が困難となり繰り越すものでございます。

次の市内一円道路改良事業3億1558万4

000円は、令和7年8月大雨の対応により通常工事に遅延が生じたことや、建設工事の工法変更について事業者との協議に不測の日数を要したため、年度内完了が困難となり繰り越すものでございます。

次の橋梁長寿命化修繕事業7112万7000円は、国の補助内示後に出水期を避けて工事着手時期を調整したことから、十分な工期が確保できず、年度内完了が困難となり繰り越すものでございます。

次の項3・河川費の市内一円河川改修事業3570万3000円は、工事用仮設道路の検討に当たり、地元調整に不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となり繰り越すものでございます。

次の輪中堤内水対策整備事業（豪雨災害）5080万円は、内水対策詳細設計実施に当たり、国や県との協議に不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となり繰り越すものでございます。

次の項5・都市計画費の西片西宮線道路整備事業7650万円は、建物調査において相手方との調整に時間を要し、補償費の算定及び建物解体が遅れたことから、年度内完了が困難となり繰り越すものでございます。

次の中央線道路整備事業796万6000円は、国の補助事業活用に当たり、九州地方整備局との協議が必要となり、また、その後の県との事業認可取得の協議にも不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となり繰り越すものでございます。

次の公園施設長寿命化対策支援事業1954万2000円は、当該工事箇所が令和7年8月大雨で被災し、工事着手に不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となり繰り越すものです。

次の都市公園安全・安心対策緊急支援事業4045万8000円は、八代城跡公園図書館横

広場のトイレ改修工事において、当該箇所が文化財埋蔵地となっており、国や県との工事着手の協議に不測の日数を要したことや、定期的な工事立会いを要することから、十分な工期確保ができず、年度内完了が困難となり繰り越すものでございます。

次のこどもまんなか公園づくり支援事業294万円は、国の補助事業を活用するに当たり、国との協議により事業費の一部を繰り越す必要が生じたため、繰り越すものでございます。

次の八千把地区土地区画整理事業7249万円は、宅地造成工事において、当初の想定より土砂の搬入時期が遅れが生じたことにより、年度内完了が困難となったため繰り越すものでございます。

款8・消防費、項1・消防費の消防施設整備事業（豪雨災害）821万7000円は、坂本町の消防ポンプ格納庫の再建について、国によるかさ上げ工事の完成が当初の想定より遅れる見込みとなり、年度内の完了が困難となったため繰り越すものでございます。

款9・教育費、項7・社会教育費の文化財災害復旧事業（8月大雨）の9976万4000円は、本補正予算成立後に着手する必要があることや、文化財保護法の規定に基づく許可申請手続等や、保存補修に対して国史跡の価値を失わないよう作業を実施する必要があるため、年度内の完了が困難となることから繰り越すものでございます。

次の項8・社会体育費の体育施設整備事業1億1771万8000円は、本工事で使用する空調機器の納期が遅れており、年度内の完了が困難となることから繰り越すものでございます。

款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費の林道施設災害復旧事業（豪雨災害）4億1500万円は、令和6年度からの繰越工事の設計変更に伴い、工期延長が生じた結果、その路線の奥に位置する工事箇所の発注に影響

したこと、早期発注した路線において当初入札不調が生じ、契約までの期間を要したため、年度内完了が困難となることから繰り越すものでございます。

次の林道施設災害復旧事業（8月大雨）1億5530万円は、本補正予算成立後に着手する必要があるため、年度内の完了が困難となることから繰り越すものでございます。

次の項2・公共土木施設災害復旧費の道路橋梁施設災害復旧事業2億9983万4000円は、五家荘椎葉線の災害復旧工事に当たり、人件費及び資材の高騰による当初入札不調となり、工法の再検討を行った結果、十分な工期が確保できず、年度内完了が困難となり繰り越すものでございます。

次の道路橋梁施設災害復旧事業（8月大雨）3000万円は、堆積土砂等の処分について、不純物混じりの土砂を処分可能な状態にするまでに期間を要することから、年度内完了が困難となり繰り越すものでございます。

次の都市下水路施設災害復旧事業（8月大雨）1450万円は、排水路の修繕に当たり、測量設計業務を実施する必要がありますが、測量設計業務に不測の日数を要することから、年度内完了が困難となり繰り越すものでございます。

項5・その他公共施設・公用施設災害復旧費のコミュニティセンター施設災害復旧事業（8月大雨）3092万1000円は、令和7年8月大雨により被災した千丁コミュニティセンターの空調設備の復旧工事について、本補正予算成立後に着手する必要があることや、復旧に6か月程度の期間を要することとなるため、年度内の事業完了が困難となることから繰り越すものでございます。

下段の表、2、変更は、款5・農林水産業費、項1・農業費の土地改良施設突発事故復旧事業は、補正前の3億4540万円に1億8843万円を追加し、5億3383万円に変更を行う

ものです。これは、八代南部排水機場の1号ポンプ及び4号ポンプ設備、砒原排水機場の1号主エンジン整備工事に係るものですが、本補正予算成立後に着手する必要があることや、交換部品は受注生産による特注品であるため、十分な工期が確保できず、年度内完了が困難となり繰り越すものでございます。

款7・土木費、項2・道路橋梁費の工業団地関連道路整備事業は、補正前の9800万円に2億9545万円2000円を追加し、3億9345万2000円に変更を行うものです。これは、県営工業団地に関連し県との協議に日数を要したため、年度内完了が困難となり繰り越すものでございます。

款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費の林道施設災害復旧事業は、補正前の1億1724万5000円に1600万円を追加し、1億3324万5000円に変更するものです。これは、令和4年台風14号で被災した林道福根線について、本補正予算成立後に着手する必要があるため、十分な工期が確保できず、年度内完了が困難となり繰り越すものです。

7ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でございますが、1、追加で、1項目めの八代市がらっぱ広場管理運営委託は、指定管理者への委託を行うもので、委託先がまちなか活性化協議会で、期間を令和7年度から令和9年度まで、限度額を82万円としております。

次の2項目めから10ページの表の最後まで債務負担行為追加34件は、年度当初から履行を開始しなければ支障を来すおそれのある事務や、来年度以降の事業工程に合わせ今年度から着手する必要がある事業について、債務負担行為の設定を行うもので、期間をおおむね令和7年度から令和8年度までとしておりますが、複数年の契約に係るものについては契約期間に

応じた期間で設定をしております。

それでは、例年がない案件の主なものについて御説明をいたします。

8ページ、上から2番目と3番目のマイナンバーカード電子証明書更新等窓口業務委託及び住民基本台帳ネットワークシステム機器リース料（窓口追加分）は、今後の電子証明書の更新増加などにより窓口が混雑することが見込まれていることから、電子証明書更新等の窓口業務委託及びその業務に必要な機器リースについて、4月から業務を開始するための準備期間確保のため、窓口業務委託については令和7年度から令和9年度の期間、7584万8000円を限度額として、機器リースについては令和7年度から令和12年度の期間、496万4000円を限度額として債務負担行為を設定するものです。

9ページ、下から2番目の学校図書館システム使用料は、小・中・特別支援学校で使用している学校図書館の貸出システムの更新を行うもので、相手方決定等の準備期間を確保する必要があることから、令和7年度から令和13年度の期間、2871万円を限度額として債務負担行為を設定するものです。

10ページ、3段目の施設等清掃業務委託（博物館）は、令和8年4月に再開館予定の博物館の清掃業務に要する費用であり、相手方決定等の準備期間を確保する必要があることから、令和7年度から令和10年度の期間、1824万円を限度額として債務負担行為を設定するものでございます。

次に、11ページ、第4表、地方債補正は、変更3件でございます。1つ目の土地改良事業は、補正前の1億5120万円に4070万円を追加し、補正後の限度額を1億9190万円としております。

次の観光施設整備事業は、補正前の3200万円に1710万円を追加し、4910万円と

しております。

次の災害復旧事業は、補正前の26億8120万円に1億170万円を追加し、27億8290万円としております。

なお、事業の概要は、後ほど、歳入、款2・市債で御説明をいたします。

続きまして、歳入の内容を御説明いたします。15ページをお願いいたします。

上段の表、款11・項1・目1・節1・地方交付税は、5135万4000円を追加しております。今回の補正予算の一般財源でございます。

中段の表、款15・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金、節2・児童福祉費負担金では、子どものための教育・保育給付交付金5744万7000円を追加しております。これは、国の公定価格改正の告示を受け、私立保育所保育事業、施設型給付事業、地域型保育給付事業において、当初の見込みよりも不足することとなった給付費を補正するための補助率2分の1、5分の3の国庫支出金でございます。

下段の表、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金508万2000円を追加しております。これは、令和5年の戸籍法の一部改正に伴い、施行後1年以内に戸籍の振り仮名の届出がない場合において、市区町村長が職権により振り仮名を一括記載することとなりますが、そのための戸籍システム改修経費に係る補助率10分の10の国庫支出金でございます。

次の目2・民生費国庫補助金、節2・児童福祉費補助金では、保育対策総合支援事業費補助金34万5000円を追加しております。これは、過疎地域にある保育所等において、保育所の多機能化に向けた効果検証を行うモデル事業の経費に係る補助率4分の3の国庫支出金です。

次の目6・教育費国庫補助金、節6・社会教育費補助金では、歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費補助金7073万9000円を追加しております。これは、令和7年8月大雨で被災した国史跡である松井家墓所及び平山瓦窯跡の修復の経費に係る補助率10分の7の国庫支出金です。

次の目7・災害復旧費国庫補助金で、節1・厚生施設災害復旧費補助金は、災害等廃棄物処理事業費補助金1億2150万円を追加しております。これは、令和7年8月大雨で被災した泉町下岳地区及び東町坂谷地区の被災箇所から撤去した土砂混じり瓦礫の処理を委託する経費に係る補助率2分の1の国庫支出金です。

16ページをお願いいたします。

上段の表、項3・委託金、目1・総務費委託金、節2・戸籍住民基本台帳費委託金では、中長期在留者住居地届出等事務委託金171万1000円を追加しております。これは、昨年6月の出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、在留カードとマイナンバーカードを一体化した特定在留カード等のICチップへ住居地等を記録する端末の購入経費に係る国庫支出金です。

目2・民生費委託金、節1・社会福祉費委託金では80万1000円を追加しております。内訳といたしましては、令和7年度の税制改正により新たに創設された所得控除について、令和8年度から適用されることに伴い、国民年金保険料の免除等に係る所得審査のためのシステム改修経費に係る国庫支出金28万5000円と、同じく、年金生活者支援給付金の支給に係る所得審査のためのシステム改修経費に係る国庫支出金51万6000円でございます。

下段の表、款16・県支出金、項1・県負担金、目1・民生費県負担金、節2・児童福祉費負担金では、子どものための教育・保育給付費負担金2340万円を追加しております。これ

は、先ほど国庫支出金でも御説明をいたしました私立保育所保育事業等において、国の公定価格改正の告示を受け、当初の見込みより不足することとなった給付費を補正するための補助率4分の1、5分の1の県支出金でございます。

17ページをお願いいたします。

上段の表、項2・県補助金、目2・民生費県補助金、節2・児童福祉費補助金では、地方単独費用補助金18万円を追加しております。こちらも、先ほど国庫支出金でも御説明をいたしましたもののうち、施設型給付事業における給付費の増額に対する県支出金で、補助率は2分の1でございます。

目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金では、5億2434万6000円を追加しております。内訳といたしましては、まず、説明欄上段のいぐさ・豊表生産体制強化支援対策事業補助金は365万6000円を追加しており、農業者や農業者団体等が機械化による省力化や製品の品質向上を図り、イグサ産地の生産体制強化に取り組むための機械導入や機能強化等の経費の一部を補助する補助率10分の10の県支出金です。

次の早期営農再開支援事業費補助金は、3億4847万9000円を追加しており、令和7年8月大雨で被災した農業者に対し、早期営農再開支援事業に係る要望調査を実施したところ、当初の見込みより要望が多かったことから、追加するための補助率7分の5の県支出金でございます。

次の土地改良施設突発事故復旧事業補助金は、1億4320万4000円を追加しており、国補助の土地改良施設突発事故復旧・防止事業が、突発事故が発生した場合だけでなく、不具合の兆候が認められた場合にも適用されることから、点検調査等で不具合が生じる兆候が確認された八代南部及び碓原排水機場の設備整備に対する補助率10分の7.6の県支出金でございます。

次の土地改良施設突発事故復旧事業（単県突発）補助金は、2900万7000円を追加しており、千丁町の新牟田排水機場の真空ポンプ及び主ポンプ軸封部の機能低下が確認されたことから、その原因を特定するための分解調査及び点検整備に対する10分の10の県支出金です。

目8・教育費県補助金、節4・社会教育費補助金では、熊本県文化財保存整備費補助金505万2000円を追加しております。これは、国庫支出金でも御説明いたしました、令和7年8月大雨で被災した国史跡である松井家墓所及び平山瓦窯跡の修復の経費に係る補助率10分の0.5の県支出金です。

目9・災害復旧費県補助金、節1・農林水産業施設災害復旧費補助金では、林道施設災害復旧事業補助金1億729万1000円を追加しております。これは、令和4年台風14号で被災した泉町の林道福根線、令和6年9月の大雨で被災した坂本町の林道山口小川内線及び令和7年8月大雨で被災した林道大堀線ほか4路線での復旧工事に係る補助率2分の1、10分の9.19、10分の9.91の県支出金でございます。

下段の表、款19・繰入金、項1・基金繰入金、目1・節1・財政調整基金繰入金は、2億9399万9000円を追加しております。これは、今回の補正の一般財源でございます。

18ページをお願いいたします。

上段の表、款20・項1・目1・節1・繰越金で、1億6933万円を追加しております。こちら、今回の補正の一般財源でございます。

中段の表、款21・諸収入、項4・目5・節8・雑入で、通信料個人負担金2万3000円を追加しております。これは、令和7年8月大雨災害から早期の復旧を図るため、他自治体より中長期派遣職員を受け入れるに当たり、借り上げた住宅のインターネット通信料について、

個人で負担いただくことから補正するものです。

下段の表、款22・項1・市債、目4・農林水産業債、節1・農業債は、土地改良施設突発事故復旧事業として4070万円を追加しております。これは、先ほど県支出金でも御説明をいたしました、点検調査等で不具合が生じる兆候が確認された八代南部及び砥原排水機場の設備整備に要する事業費の一部に充てるもので、充当率90%の公共事業等債でございます。

目5・商工債、節2・観光債は、遙拝八の字広場施設整備事業として1710万円を追加しております。これは、遙拝八の字広場にトイレへのスロープを設置する事業費に充てるためのもので、充当率95%の合併特例債でございます。

次に、目9・災害復旧債、節1・農林水産業施設災害復旧債は、7080万円を追加しております。これは、先ほど県支出金で御説明をいたしました、令和4年台風14号で被災した泉町の林道福根線、令和6年9月の大雨で被災した坂本町の林道山口小川内線及び令和7年8月大雨で被災した林道大堀線ほか4路線での復旧工事に係る事業費に充てるもので、充当率80%及び90%の補助災害復旧事業債でございます。

次に、節4・その他公共・公用施設災害復旧債は、3090万円を追加しております。これは、令和7年8月大雨で被災した千丁コミュニティセンターの空調設備復旧工事業費に充てるもので、充当率100%の単独災害復旧事業債でございます。

以上が歳入の御説明でございます。

引き続き、歳出のうち、総務費について御説明をいたします。

19ページをお願いいたします。

上段の表、款2・総務費、項1・総務管理費で、目11・諸費は、国県支出金等返還金事業として1億6933万円を追加しております。

これは、各種事業の実施のために交付された国
県支出金等につきまして、過年度の精算に伴い、
合計44件の超過交付分を国や県に返還するも
のです。

下段の表、項3・目1・戸籍住民基本台帳費
は、戸籍住民基本台帳事務事業として679万
3000円を追加しております。これは、歳入
で御説明をいたしました、戸籍の振り仮名を一括
記載するため戸籍事務システムの改修並びに特
定在留カード等のICチップへ住居地等を記録
する端末の購入に要する経費でございます。

以上が歳出の説明でございます。御審議のほ
どよろしくお願いいたします。

○委員長（木村博幸君） それでは、以上の部
分について質疑を行います。質疑はありません
か。

○委員（大倉裕一君） 歳入のところで確認を
させていただきます。

新牟田排水機場の真空ポンプのところは、県
支出金が10分の10で、八代南部排水機場の
ところは県支出金が10分の7.6ですよね。
土地改良の八代南部排水機場の復旧事業の財源
として、この排水機場維持管理事業で充てられ
ている10分の10の県支出金を充てることは
できなかったんですかね。そしたら市債の40
70万円は不要になりますよね。該当しなかつ
たから、こういうふうに計上されてるのかとは思
うんですが、その辺りの理由も含めてお願い
できますか。

○財政課長（草西亮介君） 皆様、おはようご
ざいます。（「おはようございます」と呼ぶ者
あり）財政課の草西と申します。よろしくお願
いいたします。

今、委員お尋ねの件ですけれども、すいませ
ん、ちょっと手元に資料がございませんので、
すぐにお答えすることができません。後ほどで
よろしいでしょうか。申し訳ございません。

○農林水産部次長（村井幸治君） 農林水産部、

村井でございます。よろしくお願いいたします。

委員、先ほどお尋ねございました10分の1
0の補助ですけれども、あれは県の単県事業で、
不具合の兆候が見られるやつを調査するという
ことで、あれは県のほうの補助で10分の10
ということになっております。

もう一方のほうは、これは国庫補助でして、
それは負担割合が決まってるということで、1
0分の10というのは出ないということになっ
ております。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 充てられないというこ
ろは理解をしたいと思います。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 債務負担行為の件でお
尋ねになります。

市議会だより作成経費515万6000円と
いう限度額が上げてあるんですけど、来年度の
当初予算に、これ、なっていくわけですよ。
今年度の予算を見てみると、限度額を見てみる
と521万6000円。今年度が521万60
000円で、来年は515万6000円なんです
よ。金額下がってるんですよ。人件費が上が
ってる、物価が上がってる、物代が上がって
るっていう中に、6万円下がってるんですけど、
その理由というのはどういったところから導き
出されてるんでしょうか。

○財政課長（草西亮介君） 委員お尋ねの市議
会だよりの作成ということですが、今回
この予算をお願いするに当たりまして、各課の
ほうから要求額が上がっておりますけれども、
そちらは印刷会社さんのほうから見積りをいた
だいてということで、その見積額でこの予算を
計上しておるといったところでございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 想定されたと回答をい
ただいたんですけど、その要求をされてここに

計上された後に、紙メーカーって言うんですかね、用紙メーカー大手4社がもう来年の2月以降に——1社は10月1日以降なんですけど、残りの3社は2月1日出荷分から最低10%引き上げますという、そういう通知が印刷会社さんには届いてるんですよ。この金額で本当に大丈夫なのかなというふうに思っています。

一般質問でも申し上げましたが、同じようなことが広報やつしろ作成経費でも言えるんですよ。こちらのほうは、予算が凸凹なってきました。今年度は4865万円、来年度は4950万円ですので、85万円は上げていただきますが、とてもこの用紙の10%引き上げに見合った分ではないなというふうな思いを持ってるんですよ。その辺りは大丈夫ですか。請けられた印刷会社さんが、ボランティア的なところで仕事をせないかんということだけは避けられないかんと思うんですけど。

例えば百歩譲って、この債務負担行為の金額で今回の補正予算を認めたとします。当初予算で不足する分を、例えば追加でやりますよというようなことが可能なのか。もしくは、契約をするその仕様の中に、社会情勢の事情によって契約の金額を見直す必要が出てきたということで、その物価反映分をまた予算として追加することが可能なのか。そういった形ででも対応ができるのであれば、同意してもいいのかなというふうに思うんですが、それがなければ、この金額というのは受注される側のほうにしわ寄せって言いますか、痛みが出るんじゃないかなというふうに思ってるんですけど、いかがでしょう。

○財政課長（草西亮介君） 今回の予算を上げさせていただきましてから、これで1回入札をさせていただいた後に、もし不落ということになりましたときは、それをまた反映したといいますか、また、それを仕様を見直したりとかをして、もう一度そこで対応していくということ

で考えております。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） ぜひその点はしっかりと対応していただきたいと思いますが、もう1点あるんですよ。もう1点あるのが、印刷会社さんがそのままインターネットとかで、何と言うんですかね、一旦請けて、下請先にそのまま発注されているところもあるようなお話を聞きます。会社の今、事業経営がなかなか難しくなってきた、何て言うんですかね、事業継承と言うんですかね、会社はそのまま残してどっかの大手に買い取っていただくとかそういった形で、もう従業員さんとかその機械をもう持たずに、看板だけ揚げてやるというようなところの中には出てきてるというお話なんです。

一方では、自社で機械を持って、従業員さんも抱えて取組をされている、仕事をされているところと、最初に言いました前者の金額が本当に一緒にいいのかなといったところも考えていく必要があるのかなというふうに思うんですよ。なかなか、ここでは解決ができない話かなとは思いますが、そういったことも出てきてるということ、ぜひ契約検査課も含めたところで、松川部長、ぜひ担当部のほうでしっかりその辺りも研究と検討を重ねていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○財務部長（松川由美君） 貴重な御意見いただき、ありがとうございます。

一番最初の予算額が今の物価高騰の上昇分と見合っていないんじゃないかというようなお話ですけれども、例え話で印刷業について今お話をいただきました。物価上昇とか人件費アップにつきましては、印刷業者さんだけのお話ではないのかなと思っています。

今、こちらのほうで債務負担でたまたまこれが見えてるので、そこについてどうなのかっていうお話でいただいたかとは思いますが、そのお話をしますと、全てをまた見直さな

いといけない、見積りを取り直さないといけないというような状況になりますので、さっき財政課長が申しあげましたように、まずは予算要求時期にもらった見積りで予算査定はさせていただきますいなと思っています。

不足する、応札がない、入札不調とかなった場合には、その時点でまた考える。流用とか対応するとか、あとは仕様を見直すとかということに対応したいなと思っています。でないと、当初予算とかがもう組めない状態になってしまいますので、そこは御理解をいただきたいなと思います。

それと、今、御指摘いただきました、企業さんのほうで事業者が実態がないような感じですね。前、電話だけを置いてとかっていうのがあったんですけど、そういうのは今の工事だったり、あと物件・役務とかの登録とかをしていますので、その辺りでしっかり確認はしながら進めていきたいとは思っています。

今、委員さんがおっしゃったようなのは、以前はそういう話もあったんですけど、今現在そういうのがあるっていうようなお話は、今聞いたばかりですので、そういうのがあるのかっていうところも念頭に置きながら、2年に1回とか登録事業者さんとかは毎回更新をしますので、その辺りで確認はしていきたいなと思います。

ありがとうございます。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（金子昌平君） 今のちょっと確認なんですけど、入札条件の中に工場を持っている業者というのが決められてなかったですか、印刷物に関して。市議会だよりもですけど。たしか何か自社で工場を八代にお持ちの業者さんっていうくりがあったような気がするんですけど、違ったですかね。

○財務部次長（角田浩二君） ちょっと定かじゃない、——八代市にあります事業者であれば

入札には参加できるような形になっておりますので、その工場までがあったかどうか、今のところははっきりは言えないんですが、八代市の企業、印刷業者であれば入札には参加いただいているような形になります。

○委員（大倉裕一君） 印刷業の方々へという平成24年4月1日以降、製造の請負として扱いますっていう知らせが出ているのは御存じですか。それが今も継続してるんですかね。3項目あって、自社印刷、自立の工場で自社保有の印刷機械設備などによりっていうところと、2項目めが一括委任及び一括下請負の禁止、3項目めが契約書・請書が省略された場合という内容の印刷業者の方々へという文書が出されてるんですよ。いつ出されたかは分かんないけど、平成24年4月1日以降の契約からっていうことで。

これが恐らく金子委員がおっしゃった部分、自社印刷っていうところにかかっているんじゃないかなと思うんですけど。

○財務部長（松川由美君） 今おっしゃったのが、私たちのほうで承知をしておりますので、発信者と言うか、発出者は誰になっておりますでしょうか。

○委員（大倉裕一君） 発信者は書いてないんですよ。（財務部長松川由美君「書いてない」と呼ぶ）

○財務部長（松川由美君） 日付は。

○委員（大倉裕一君） いや、日付もなく、八代市が発注する印刷物についてはという頭から入ってますので、八代市のどこからか出てるんでしょうね。

○財務部長（松川由美君） まず、今申しあげましたように承知をしておりますので、よろしければコピーというか写しを頂戴しまして、確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（大倉裕一君） 松川部長答弁のほうでも、一般質問の答弁のほうでもしっかり物価高騰、人件費アップに対応していきますという答弁、力強くいただきましたけども、本当にそうになっているかっていったところを財務部のほうでは点検作業が必要でしょうし、ほかの予算を申請される部のほうからはしっかり、——県の請負のほうを参考にされている部は、土木関係はいいかなど。建築関係、土木関係は反映はできてるかなとは思いますが、それ以外のところについては、しっかり予算に生かされるように、財務部のほうでも確認をしっかりお願いしておきたいというふうに思います。

○委員長（木村博幸君） ほかに意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、これより採決いたします。

議案第106号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（木村博幸君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第127号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第10号（関係分）

○委員長（木村博幸君） 次に、議案第127号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当委員会関係分を議題とし、歳入等及び歳出の第1款・議会費、第2款・総務費について、財務部から説明願います。

○財務部次長（角田浩二君） 財務部、角田でございます。引き続きよろしくお願いたします。

す。着座にて御説明をさせていただきます。

それでは、議案第127号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第10号をお願いいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ11億2100万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ872億1870万円としております。

また、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

1、追加として、款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費の農業施設災害復旧事業（8月大雨）1億5416万1000円は、本予算成立後の着手となり、年度末までに事業完了することが困難となりますことから繰り越すものでございます。

項2・公共土木施設災害復旧費の説明欄上段の河川施設災害復旧事業（8月大雨）8810万円及び下段の公園施設災害復旧事業（8月大雨）4926万7000円はともに本補正予算成立後の着手となり、年度末までに事業完了が難しいことから繰り越すものでございます。

2、変更として、款5・農林水産業費、項1・農業費の土地改良施設突発事故復旧事業は、補正前の5億3383万円に3164万7000円を追加し、5億6547万7000円に変更を行うものです。これは、明治新田3号排水機場の修繕に当たり、本補正予算成立後の着手となり、部品の確保に時間を要し、年度末までに事業を完了するには期間が短く、年度内の事業完了が難しいことから繰り越すものでございます。

款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費の道路橋梁施設災害復旧事業（8月大雨）は補正前の3000万円に3億1770万

を追加し、3億4770万円に変更を行うものです。これは、本補正予算成立後の着手となり、年度内の事業完了が難しいことから繰り越すものでございます。

6ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正は、1、変更として、上から土地改良事業は、補正前の限度額1億9190万円に880万円を追加し、補正後の限度額を2億70万円としております。

次の災害復旧事業は、補正前の限度額27億8290万円に2億4580万円を追加し、補正後の限度額を30億2870万円としております。

なお、詳しい内容は、後ほど、歳入の款22・市債で御説明をいたします。

それでは、歳入の御説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

上段の表、款7・項1・目1・節1・地方消費税交付金は、2億円を追加しております。今回の補正予算の一般財源でございます。

中段の表、款11・項1・目1・節1・地方交付税は、2億6688万6000円を追加しております。こちらも、今回の補正予算の一般財源でございます。

下段の表、款15・国庫支出金、項1・国庫負担金、目3・災害復旧費国庫負担金、節1・公共土木施設災害復旧費負担金では、2億4653万5000円を追加しており、内訳といたしましては、説明欄上段の道路橋梁施設災害復旧費負担金では、2億1190万5000円を追加しております。これは、令和7年8月大雨により被災した岡町小路4号線ほか20か所の災害復旧工事に係る補助率10分の6.67の国庫支出金でございます。

説明欄中段の河川施設災害復旧費負担金では、1874万2000円を追加しております。これは、令和7年8月大雨により被災した坂谷川他1か所の災害復旧工事に係る補助率10分の

6.67の国庫支出金でございます。

説明欄下段の公園施設災害復旧費負担金では、1588万8000円を追加しております。これは、令和7年8月大雨により被災した東片自然公園ほか1公園の復旧工事に係る補助率10分の6.67の国庫支出金でございます。

11ページをお願いいたします。

上段の表、款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目7・災害復旧費国庫補助金、節2・公共土木施設災害復旧費補助金では、公園施設災害復旧費補助金1430万4000円を追加しております。これは、令和7年8月大雨により被災した古麓歴史自然公園遊歩道の復旧工事に係る補助率10分の6.67の国庫支出金でございます。

下段の表、款16・県支出金、項2・県補助金、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金では、3608万6000円を追加しており、内訳といたしましては、説明欄上段、園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金1425万1000円を追加しております。これは、国土強靱化の取組のさらなる加速化・深化を図ることを目的に、園芸産地における非常時の対応力向上に向けたイチゴ高設育苗架台の導入の経費に係る補助率10分の10の県支出金でございます。

説明欄下段、土地改良施設突発事故復旧事業交付金では、2183万5000円を追加しております。これは、明治新田3号排水機場の2号ポンプ内部で羽根車とシャフトの接合部が破損し排水不良になっているため、その復旧工事に係る補助率10分の6.9の県支出金でございます。

目9・災害復旧費県補助金、節1・農林水産業施設災害復旧費補助金では、農業施設災害復旧費補助金9627万4000円を追加しております。これは、令和7年8月大雨により被災した畑中農地ほか15か所の復旧工事に係る補

助率2分の1、10分の6.5の県支出金でございます。

12ページをお願いいたします。

上段の表、款19・繰入金、項1・基金繰入金、目1・節1・財政調整基金繰入金で、631万5000円を追加しております。これは、今回の補正の一般財源でございます。

下段の表、款22・項1・市債、目4・農林水産業債、節1・農業債は、土地改良施設突発事故復旧事業として880万円を追加しております。これは、先ほど県支出金でも御説明いたしました、点検調査等で不具合が確認されました明治新田3号排水機場2号主ポンプ復旧工事の設備整備に要する事業費に充てるもので、充当率90%の公共事業等債でございます。

目9・災害復旧債、節1・農林水産業施設災害復旧債は、農業施設災害復旧事業として5190万円を追加しております。これは、県補助金で御説明をいたしました、令和7年8月大雨により被災した畑中農地ほか15か所の復旧工事に要する事業費の一部に充てるもので、充当率90%の補助災害復旧事業債でございます。

節2・公共土木施設災害復旧債では、1億9390万円を追加しており、内訳といたしましては、説明欄上段、道路橋梁施設災害復旧事業として1億570万円を追加しております。これは、令和7年8月大雨により被災した岡町小路4号線ほか20か所の災害復旧工事業費の一部に充てるもので、充当率100%の補助災害復旧事業債でございます。

説明欄中段、河川施設災害復旧事業として6930万円を追加しております。これは、令和7年8月大雨により被災した坂谷川ほか1か所及び敷川内町第三ほか1か所の災害復旧工事業費に充てるもので、充当率100%の補助及び単独災害復旧事業債でございます。

説明欄下段、公園施設災害復旧事業として1890万円を追加しております。これは、令和

7年8月大雨により被災した東片自然公園ほか2公園の復旧工事業費の一部に充てるもので、充当率100%の補助及び単独災害復旧事業債でございます。

以上が歳入の御説明となります。

続きまして、歳出でございます。

今回の補正予算の議会費及び総務費の歳出で、当委員会でお諮りいたしますのは、人件費の補正でございます。

議案書と別に配付しております資料右肩に、議案第127号関係資料と記載されている資料を使って御説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、人事院勧告に準じた給与改定分の補正と、人事異動に伴う増減の補正を行うものでございます。給与改定につきましては、給料及び期末勤勉手当ともに4年連続の引上げの実施となっております。

まず、給料表につきましては、水準を平均3.3%引き上げるものでございます。これは、若年層に重点を置きつつ、全体を引き上げる改定となっており、この改定による引上げ対象者は、全会計で一般職1147人、会計年度任用職員559人となっております。

次に、期末勤勉手当につきましては、年間支給月数を4.60月から4.65月へとプラス0.05月引き上げるものでございます。

また、通期手当につきましても、自動車等を使用している職員に対して、通勤距離が10キロメートル以上の区分について、200円から7100円の幅で引上げを行うものでございます。

そのほか、給与改定以外の補正の主な要因といたしましては、人事異動に伴う給料、諸手当の増減による影響分、育児休業及び退職による影響分、共済組合負担金の率改定による影響分によるものでございます。

当初予算において、人件費を計上するときは、当初予算編成時点の職員を基に積算しておりま

す。しかし、翌年4月1日の人事異動に伴う職員配置の変更により、給料の高い職員と給料の低い職員の入れ替わりなどがありますので、毎年度12月に人事異動等に伴う人件費の補正を行っております。

それでは、補正予算書の13ページをお願いいたします。

上段の表、款1・項1・目1・議会費では、議員28人、職員11人、会計年度任用職員2人分の補正として、193万9000円を減額しております。減額の主な理由といたしましては、人事異動に伴う影響が主なものでございます。

次に、下段の表ですが、ここからは総務費でございます。

項1・総務管理費、目1・一般管理費では、特別職2人、一般職217人、会計年度任用職員41人分の補正として、2億9585万3000円を増額しております。増額の理由としましては、人事異動、給与改定による影響のほか、8月大雨に起因する時間外手当及び退職手当の増が主なものでございます。

次の目2・文書広報費では、会計年度任用職員2人分の補正として、28万1000円を増額しております。増額の理由は、給与改定による影響でございます。

次の目4・財産管理費では、職員8人分、会計年度任用職員3人分の補正として、91万9000円を減額しております。減額の理由といたしましては、人事異動等による減額が給与改定による増額を上回ったことが主なものでございます。

14ページをお願いいたします。

上段の表、目5・企画費では、会計年度任用職員3人分の補正として、82万5000円を増額しております。増額の理由は、給与改定による影響でございます。

次に、目6・情報推進費では、会計年度任用

職員1人分の補正として、14万9000円を増額しております。増額の理由は、給与改定による影響でございます。

次に、目7・交通防犯対策費では、職員3人分、会計年度任用職員2人分の補正として、82万円を増額しております。増額の理由は、給与改定による影響が主なものでございます。

次に、目8・人権啓発費では、職員11人、会計年度任用職員5人分の補正として、357万4000円を増額しております。増額の理由といたしましては、給与改定による影響が主なものでございます。

次に、下段の表、項2・徴税费、目1・税務総務費では、職員70人、会計年度任用職員2人分の補正として、4726万7000円を増額しております。増額の理由は、給与改定及び時間外手当による影響が主なものでございます。

次に、目2・賦課徴収費では、会計年度任用職員7人分の補正として、81万9000円を増額しております。増額の理由は、給与改定による影響でございます。

15ページをお願いいたします。

上段の表、項3・目1・戸籍住民基本台帳費では、職員26人、会計年度任用職員8人分の補正として、1531万6000円を減額しております。減額の理由といたしましては、人事異動等による減額が給与改定による増額を上回ったことが主なものでございます。

次に、中段の表、項4・選挙費、目1・選挙管理委員会費では、職員6人分の補正として、207万1000円を増額しております。増額の理由といたしましては、給与改定による影響が主なものでございます。

次に、下段の表、項5・統計調査費、目1・統計調査総務費では、職員4人分の補正として、92万5000円を増額しております。増額の理由といたしましては、給与改定による影響が主なものでございます。

16ページをお願いいたします。

上段の表、項6・目1・監査委員費では、特別職1人、職員5人分の補正として、240万3000円を減額しております。減額の理由といたしましては、人事異動等による減額が給与改定による増額を上回ったことが主なものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（木村博幸君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 歳入のほうで、先ほどの国庫支出金の件なんですけど、第10号のほうでも土地改良施設突発事故復旧事業ということで、事業の財源で10分の6.9ですね。前回の第9号では、10分の7.6という補助率だったんですけど、これは何がどう違うんでしょうか。

○財政課長（草西亮介君） 今、委員お尋ねの土地改良施設突発事故復旧事業の国庫の補助率の違いということですが、前回のときの場合ですと、国補助金として土地改良施設突発事故復旧事業補助として、国が55、県が21というところになっております。

しかしながら、今回は県のほうが14%ということで、補助のメニューが違うということで、国の交付金事業として地域水利施設復旧事業交付金地域突発分ということで、県の補助率がやや下がって、県が14%ということで少し補助率が下がっているものということでございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 21と14が違うんだよということは理解をしました。なぜ14に下がるんですか。

○財政課長（草西亮介君） その変更になりましたのが、県のほうの21%分というのが、もう県の予算がないということで、それがこっち

の補助メニューのほうに振り替わったというところでございます。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（蓑田由貴君） 会計年度任用職員がどんどん、——今、人材が採用するのなかなか難しく、人材が不足している中で、会計年度職員さんは、今、何か採用が増えていつているのか。会計年度職員とその正職員とのバランスじゃないですけど、何かそういう、バランスみたいなのを考えて、人件費とかそういうのを考えていらっしゃるのかとか、そういうのがあれば教えていただきたいなど。

○人事課長（田中博之君） 人事課の田中でございます。委員お尋ねのですね、大体、会計年度任用職員と再任用職員を合わせまして、全体の35%程度ということで考えております。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。

○委員（蓑田由貴君） ありがとうございます。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（橋本貴喜君） 繰越明許費補正のところ、災害復旧費が3000万円からいきなり3億4700万円。これ、何か大きな変更になった理由とかあるんですか。

○財政課長（草西亮介君） 今、委員お尋ねの件ですが、予算書では繰越明許費5ページの変更の部分で、公共土木施設災害復旧費で道路橋梁施設の3000万円から3億4770万円に変更ということでございますけれども、こちら、大雨の際、被災されたところの道路について災害査定が終わったということで、これからの繰越明許費を設定するというものでございます。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。ほ

かにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木村博幸君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木村博幸君) なければ、これより採決いたします。

議案第127号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(木村博幸君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため小会いたします。

(午前11時13分 小会)

(午前11時14分 本会)

◎議案第113号・訴えの提起について

○委員長(木村博幸君) 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第113号・訴えの提起についてを議題とし、説明を求めます。

○財産経営課長(上村勝一君) こんにちは。

(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 財産経営課の上村でございます。よろしくお願いたします。失礼して、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案書1ページをお願いいたします。

議案第113号・訴えの提起について御説明いたします。

本件は、八代市立病院跡地の一部にある個人所有地について、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求める訴えを提起することについて、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

訴えの提起を行う理由といたしましては、平

成31年3月に八代市立病院が閉院となった後、建物の解体を行っておりますが、個人所有となっている八代市立病院跡地の一部については、所有者死亡でその相続人も所在不明のため、登記ができない状況となっております。

ここで資料を御覧いただければと思います。資料につきましては、右上に財務部財産経営課、旧八代市立病院敷地と記載のあるものになります。

令和5年度に、当該土地の相続人4人(関係図の青枠の方)を被告として、本市が提起いたしました所有権移転登記手続請求事件で勝訴判決が確定しておりましたが、その後、令和6年度に相続人になり得る別の個人の存在が判明したため、住居所不明の当該相続人1人(緑枠の方)を被告人として、同様の訴えを提起したところでございます。

その後、勝訴判決が確定し、所有権移転登記手続を行ったところ、当該相続人に子の存在が確認できなかったことから、親となる赤枠の方が相続人になり得るとの判断があったため、住居所不明の当該相続人1人を被告人として、同様の訴えを提起するものでございます。

議案書の2ページ、物件目録をお願いいたします。

所在及び地番は、妙見町字観行寺149番でございます。地目は田で、面積は535平方メートルでございます。

議案書の3ページの位置図をお願いいたします。

図面中央の網かけ部分が訴えの提起に係る土地でございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○委員長(木村博幸君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員(金子昌平君) このことによって、この土地の整理はもう全て完了したっていう捉

え方でいいですか。

○財産経営課長（上村勝一君） 一応、司法書士さんのほうに委託して、相続関係をお調べいただきまして、法定相続人がどんどん出てきている中で、もうこれで最後の方になるかという確認もいただいておりますので、これが終わり次第、年度内に登記ができるものと思っております。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、これより採決いたします。

議案第113号・訴えの提起については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（木村博幸君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

◎議案第114号・熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○委員長（木村博幸君） 次に、議案第114号・熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とし、説明を求めます。

○財産経営課長（上村勝一君） 引き続きまして、財産経営課の上村でございます。よろしくお願いたします。失礼して、着座にて御説明させていただきます。

○委員長（木村博幸君） どうぞ。

○財産経営課長（上村勝一君） それでは、議案書5ページをお願いいたします。

議案第114号・熊本市町村総合事務組合

の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について御説明いたします。

本件は、本市も構成団体となっております熊本市町村総合事務組合におきまして、共同処理をする事務の一つとなっております交通災害見舞金に関する事務から、令和8年3月31日をもって菊池市が脱退することに伴い、組合において共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、地方自治法第290条の規定により、構成団体の同文議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（木村博幸君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、これより採決いたします。

議案第114号・熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（木村博幸君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入替えのため小会いたします。

（午前11時21分 小会）

（午前11時22分 本会）

◎議案第119号・八代市支所及び出張所設置条例の一部改正について

○委員長（木村博幸君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第119号・八代市支所及び出張

所設置条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○坂本支所地域振興課長（松田 薫君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）坂本支所地域振興課の松田です。よろしく願いいたします。

議案第119号・八代市支所及び出張所設置条例の一部改正について説明させていただきます。失礼して、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（木村博幸君） どうぞ。

○坂本支所地域振興課長（松田 薫君） それでは、議案書につきましては15ページ、16ページになります。

まず、改正の理由でございますが、坂本支所は令和2年7月豪雨で被災し、使用不能となり、現在、仮設庁舎で業務を行っておりますが、新たな支所が本年12月に完成し、令和7年度内に供用を開始する予定となっております。そのため、従前の地番から新たな地番への変更が必要のため、条例の一部を改正するものでございます。

具体的な改正内容につきましては、16ページを御覧ください。

条例、別表第1中の坂本支所の位置を、坂本町坂本4228番地12から坂本町坂本4161番地1に改めるものでございます。なお、施行日につきましては、規則で定める日からいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（木村博幸君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、これより採決いたします。

議案第119号・八代市支所及び出張所設置条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（木村博幸君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第120号・八代市振興センター条例の一部改正について

○委員長（木村博幸君） 次に、議案第120号・八代市振興センター条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○坂本支所地域振興課長（松田 薫君） 引き続き、よろしく願いいたします。

議案第120号・八代市振興センター条例の一部改正について説明をさせていただきます。すいません、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（木村博幸君） どうぞ。

○坂本支所地域振興課長（松田 薫君） それでは、議案書につきましては17ページから19ページになります。委員会に提出しております資料と併せて御説明をいたします。

まず、議案書18ページをお願いいたします。

条例改正の内容でございますが、別表第1中の八代市振興センターいずみに坂本を加えまして、別表第2に振興センター坂本の会議室、コミュニティホール等の利用料金を設定いたしまして、利用希望者に貸出しが行えるように改正するものでございます。

次に、改正の理由でございますが、提出しております資料の1ページを御覧ください。

現在の八代市坂本地域福祉センターは、合併前の旧坂本村におきまして、地域福祉の拠点として介護事業等が実施されてきましたが、民間の事業者に移行し、事業を廃止したため、現在、

貸館業務が中心となっている状況でございます。

また、福祉センター内にあります八代市社会福祉協議会の坂本支所につきましては、支所としての役割や業務が減少しているとのことで、令和8年度から坂本支所を廃止し、管理業務を行わないとの方針が出されております。

これらのことを踏まえまして、現在の所管部であります健康福祉部におきまして、今後の利活用等を検討しました結果、地域福祉の拠点としての役割を終了し、令和8年3月31日をもって地域福祉センターを廃止することで、今12月定例会に条例の廃止を提案しているところでございます。

廃止後の施設につきましては、現在、地元の団体や住民の方々が利用をされておりますことから、振興センターとして位置づけ、坂本地域の振興に資する施設として、地域住民の活動等に活用していきたいと考えているところでございます。

資料の2ページをお願いいたします。

振興センター坂本、現在の福祉センターの位置図となります。現在、かさ上げ工事に伴いまして、解体をされております道の駅坂本の、国道を挟みまして向かい側の施設となっております。

次に、資料の3ページをお願いいたします。

振興センター坂本の平面図を色づけしておりますところが貸し出すエリアというところになります。

なお、施行日につきましては、令和8年4月1日といたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（木村博幸君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） これ、貸出しをされるんですよね。（坂本支所地域振興課長松田薫君「はい」と呼ぶ）基本、これ、無料なんですか。

金額の設定とかがあるんですか。

○坂本支所地域振興課長（松田 薫君） 議案書の18ページのほうに、別表第2ということで利用料金を定めております。会議室、コミュニティホールということで、午前、午後、時間外ということで利用料金を定めております。

基本的には料金を徴収することになりますが、現在利用されているところが、地元の団体ということもありまして、営利等を目的としない団体ということになりますが、その関係で減免という措置になるかというふうに思っております。これまでもそういったことで利用されておりますので、住民の方々にはこれまでどおり利用していただけるものというふうに思っております。

以上です。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

○委員（大倉裕一君） 福祉の側面からですね、今度は地域まちづくりのほうの振興センターというような形に変わるわけですが、復興の拠点っていうか、住民の皆さんのよりどころとなって、坂本地域が活性化するように行政のほうも一緒になって取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いしておきます。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、これより採決いたします。

議案第120号・八代市振興センター条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（木村博幸君） 挙手全員と認め、本

案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため小会いたします。

(午前11時30分 小会)

(午前11時31分 本会)

◎議案第121号・八代市コミュニティセンター条例の一部改正について

○委員長(木村博幸君) 本会に戻します。

次に、議案第121号・八代市コミュニティセンター条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○市民活動政策課長(消費生活センター所長兼務)(長船征洋君) 皆様、こんにちは。

(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 市民活動政策課、長船でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議案第121号・八代市コミュニティセンター条例の一部改正について説明させていただきます。失礼ではございますが、着座にて説明させていただきます。

○委員長(木村博幸君) どうぞ。

○市民活動政策課長(消費生活センター所長兼務)(長船征洋君) 議案書につきましては21ページ、22ページになります。

まず、改正理由でございますが、坂本コミュニティセンターは令和2年7月豪雨で被災して使用不能となり、現在は坂本地域福祉センターの一部を借用して運営を行っているところでございます。施設復旧については、地域コミュニティ拠点施設として、坂本支所と坂本コミュニティセンターの合同庁舎として建設中で、令和7年12月に完成、令和7年度内に供用開始予定となっております。そのため、現在地である坂本地域福祉センターの住所地番から変更が生じるため、条例の一部改正を行うものでございます。

具体的な改正内容については22ページを御覧ください。

別表第1中の坂本コミュニティセンターの位置を、坂本町荒瀬1307番地を坂本町坂本4161番地1に改めるものでございます。

なお、施行日は規則で定める日からいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長(木村博幸君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木村博幸君) なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見ありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木村博幸君) なければ、これより採決いたします。

議案第121号・八代市コミュニティセンター条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(木村博幸君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため小会いたします。

(午前11時33分 小会)

(午前11時34分 本会)

◎議案第133号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について

○委員長(木村博幸君) 本会に戻します。

次に、議案第133号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長(田中博之君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 人事課、田中でございます。

議案第133号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について御説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

議案書のほうですけども、3ページでございます。説明は、右肩に議案第133号関係資料と記載されております資料を使って説明をさせていただきます。

それでは、資料の1ページをお願いします。

まず、改正の趣旨でございますが、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じまして、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当の支給月数を改定するために、必要な条例の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要を説明させていただきます。期末手当の年間支給月数を現行の3.45月分から3.50月分へ0.05月分引き上げるものでございます。引上げは、令和7年度におきましては、12月期の期末手当から行い、支給月数は1.725月から1.775月と、改正条例の第1条において規定しております。令和8年度以降におきましては、国に準じまして6月と12月が均等になるよう支給月数を1.75月とし、改正条例の第2条にて規定しております。

次に、施行期日でございますが、施行期日は2段階に設定しております。まず、第1条に規定しております令和7年度の12月期の期末手当については、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用することとしております。

また、第2条に規定しております令和8年度以降に支給する期末手当については、令和8年4月1日からの施行としております。

説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（木村博幸君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、これより

採決いたします。

議案第133号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（木村博幸君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第134号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○委員長（木村博幸君） 次に、議案第134号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（田中博之君） それでは、引き続きまして、議案第134号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

議案書は5ページでございます。説明は、右肩に議案第134号関係資料と記載されております資料を使って説明をさせていただきます。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

まず、改正の趣旨でございますが、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じまして、一般職の職員等の給料月額及び期末勤勉手当の支給月数を改定するために、必要な条例の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要を説明させていただきます。

まず、（1）八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

①給料表の改定につきましては、国家公務員に適用される給料表の改定に準じて改定するもので、初任給をはじめ、若年層に重点を置きつつ、給料表全体を引き上げるものでございます。平均3.3%の引上げで、対象職員は1147人となります。施行期日につきましては、公布

の日から施行し、令和7年4月1日に遡って適用することとしております。

次に、②初任給調整手当の改定につきましては、医療職給料表の適用を受ける医師に対する初任給調整手当を引き上げるもので、現在、対象職員はおりませんが、国に準じまして改正するものでございます。施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和7年4月1日に遡って適用することとしております。

次に、③通勤手当の改定につきましては、自動車等の交通用具使用者に対する通勤手当を引き上げるもので、国に準じて改正するものでございます。施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和7年4月1日に遡って適用することとしております。

資料の2ページをお願いいたします。

また、現在、通勤距離60キロメートル以上が上限となっております手当額についてを、上限を100キロメートル以上とし、60キロメートル以上の部分について5キロメートル刻みで新たな距離区分を設けることとしております。施行期日でございますが、令和8年4月1日としております。

次に、④宿日直手当の改定につきましては、通常の宿日直勤務手当を引き上げるもので、現在、支給対象業務はございませんが、国に準じて改正するものでございます。施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和7年4月1日に遡って適用することとしております。

次に、⑤期末勤勉手当の改定につきましては、一般職と特定幹部職員の期末勤勉手当の年間支給月数を現行の4.60月分から4.65月分へ0.05月分引き上げるものでございます。

なお、再任用職員については、期末勤勉手当の年間支給月数を現行の2.40月分から2.45月分へ0.05月分引き上げるものでございます。

引上げは、令和7年度におきましては、12

月期の期末勤勉手当から行い、支給月数は、一般職員では期末手当が1.25月から1.275月、勤勉手当が1.05月から1.075月、特定幹部職員では期末手当が1.05月から1.075月、勤勉手当が1.25月から1.275月、再任用職員では期末手当が0.70月から0.725月、勤勉手当が0.50月から0.525月と、改正条例の第1条において規定をしております。

令和8年度以降におきましては、国に準じ、6月と12月が均等となるよう支給月数を、一般職員では期末手当は1.2625月、勤勉手当は1.0625月、特定幹部職員では期末手当は1.0625月、勤勉手当は1.2625月、再任用職員では期末手当は0.7125月、勤勉手当は0.5125月と、改正条例の第2条にて規定をしております。

施行期日につきましては、2段階に設定されておりまして、まず、令和7年度の12月期の期末勤勉手当については、公布の日から施行し、令和7年4月1日からの適用としております。また、令和8年度以降に支給いたします期末勤勉手当については、令和8年4月1日からの施行としております。

資料の3ページをお願いいたします。

次に、(2)八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございますが、①特定任期付職員に適用される給料表の改定につきましては、一般職との均衡を基本に改定するものでございまして、平均改定率3.3%の引上げで、対象職員は1名となります。施行期日につきましては、一般職の職員と同様に公布の日から施行し、令和7年4月1日に遡って適用することとしております。

②特定任期付職員に係る期末勤勉手当の改定につきましては、特定任期付職員の期末勤勉手当の年間支給月数を3.65月分から3.70月分へ0.05月分引き上げるものでございます。

引上げは、令和7年度におきましては、12月期に支給する手当から行い、支給月数は期末手当が0.95月から0.975月、勤勉手当が0.875月から0.90月と、改正条例の第3条において規定しておるところでございます。

令和8年度以降におきましては、国に準じまして、6月と12月が均等になるよう、支給月数を期末手当は0.9625月、勤勉手当は0.8875月とし、改正条例の第4条にて規定をしております。

施行期日につきましては、一般職の職員と同様に2段階に設定されておりました、令和7年度の12月期に支給する期末勤勉手当については、公布の日から施行し、令和7年4月1日からの適用。令和8年度以降に支給する期末勤勉手当については、令和8年4月1日からの施行としております。

次に、(3)八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてでございますが、①給料表の改定につきましては、会計年度任用職員の給料表を一般職の職員との均衡を基本に引き上げるもので、対象職員は559名となります。施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和7年4月1日に遡って適用することとしております。

②通勤手当の改定につきましては、自動車等の交通用具使用者に対する通勤手当を引き上げるもので、国に準じて改正するものでございます。改正内容は、常勤職員と同様でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

③期末勤勉手当の改定につきましては、会計年度任用職員の年間支給月数を現行の4.60月分から4.65月分へ、0.05月分引き上げるものでございます。引上げに関しましては、令和7年度におきましては、12月期の期末勤勉手当から行い、支給月数は、期末手当は1.25月分から1.275月分へ、勤勉手当は1.05月から1.075月分と、改正条例の第5

条において規定をしております。

令和8年度以降におきましては、国に準じまして、6月と12月が均等になるよう、支給月数を期末手当は1.2625月、勤勉手当は1.0625月と、改正条例の第6条にて規定をしております。

施行期日につきましては、一般職の職員と同様に2段階に設定されておりました、令和7年度の12月に支給する期末勤勉手当については、公布の日から施行し、令和7年4月1日からの適用。令和8年度以降に支給する期末勤勉手当については、令和8年4月1日からの施行としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（木村博幸君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（蓑田由貴君） 最初に、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつというふうにおっしゃってんですけど、その若年層を何か具体的にどういった方だったのかを教えてくださいらと思います。

○人事課長（田中博之君） 今回の給与表の改定でございますけども、まず、若年層1級ですね。新規採用職員とかおりますが、まず、その給与表の改定で、金額で申し上げますと大卒初任給がですね、22万円が23万2000円ということで、5.5%の増加となっております。

1級職員がこれ置き換えますと、5.2%の改定率。それから2級職員ですね、4.2%の改定率。だんだん下がってきておりました、3級は3.4%、最終的には全体で3.3%の引上げの改定を行うこととしておりますので、大体1、2級の程度の職員が大幅に上がってきているかなというふうに捉えております。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。

○委員（菱田由貴君） はい、ありがとうございます。
います。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で質
疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、これより
採決いたします。

議案第134号・八代市一般職の職員の給与
に関する条例等の一部改正については、原案の
とおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（木村博幸君） 挙手全員と認め、本
案は原案のとおり可決されました。

小会します。執行部は御退席ください。

（執行部 退室）

（午前11時49分 小会）

（午前11時49分 本会）

○委員長（木村博幸君） 本会に戻します。

次に、本委員会に付託となっています請願、
陳情はありませんが、郵送等にて届いておりま
す要望書については、タブレット端末にて御確
認願います。

以上で付託されました案件の審査は全部終了
いたしました。

お諮りします。

委員会報告書及び委員長報告の作成について
は、委員長に御一任願いたいと思いますが、こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） 異議なしと認め、そ
のように決しました。

小会いたします。

（午前11時50分 小会）

（午前11時51分 本会）

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（木村博幸君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議
題とし、調査を進めます。

執行部より、行財政の運営に関する諸問題の
調査に関して2件、発言の申出がっております
ので、これを許します。

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査

（令和8年度当初予算編成方針について）

○委員長（木村博幸君） それでは、令和8年
度当初予算編成方針について説明願います。

○財政課長（草西亮介君） 皆様、こんにちは。
（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財政課の草西
と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、令和8年度の当初予算編成方針を
策定いたしましたので、その概要につきまして
御説明をさせていただきます。失礼して、着座
にて御説明をさせていただきます。

○委員長（木村博幸君） どうぞ。

○財政課長（草西亮介君） それでは、資料は、
総務委員会所管事務調査予算編成方針のファイ
ルでございます。こちらのファイルはA4横の
タイプで、表紙を含め3ページの構成となって
おります。

こちらの資料で御説明をさせていただきます
が、本定例会で当初予算編成方針の御質問をい
ただき、その答弁内容と重複する部分ござい
ますが、お許しをいただきたいと思えます。

それでは、2ページをお願いいたします。こ
ちらは令和7年10月14日付で、市長から各
職員に対しまして、令和8年度予算編成に向け
て基本的な考え方を示したものでございます。

その内容は、まず前段で、本市の災害への対
応としまして、令和2年7月豪雨からの坂本町

の創造的復興をはじめ、令和7年8月大雨からの復旧・復興を最優先課題として、スピード感を持って被災者の方々への支援に取り組むことを述べております。

また、中段では、困難な状況に置かれている方や頑張る方へ後押しできるような施策の充実を念頭に、子育て支援の推進、公共交通の構築、観光地の再生など様々な分野において、新たな視点で知恵を出し合い、子どもたちが誇れるまち八代の実現を目指していくこと、さらに、県営工業団地整備による波及効果を最大限に得るための取組を着実に推進し、県南振興の牽引役を担っていくことを述べております。

最後に、下段では、近年の賃上げや物価高騰などのコストが増加する中、限られた財源の中で市民ニーズに対応していくには、長期的な視点に立ちつつ、見直しや改善を重ねていくことが重要であることなど、各職員が取り組むべき予算編成の考え方について述べております。

その詳細につきましては、次の3ページに予算編成方針のポイントとしてまとめておりますので、そちらで御説明をさせていただきます。

それでは、3ページ目をお願いいたします。

予算編成方針のポイントで、大きく2項目、お示しをしております。

まず、左側1項目めは、本市の重要施策の推進として3点をお示ししております。

1点目が、最優先課題であります災害からの復旧・復興でございます。まず、令和2年7月豪雨からの坂本町の創造的復興につきましては、坂本町復興計画、坂本町復興まちづくり計画に基づき、一歩ずつ着実に取り組んできており、今後も引き続き、復興へ向け全力で推進していくこととしております。また、令和7年8月の記録的大雨からの復旧・復興につきましても、一日も早い復旧・復興に向け、国、県との連携を図り、被災者の方々に寄り添い、スピード感を持って推進していくこととしております。

2点目が、新たな基本構想を見据えた施策の展開でございます。現在、策定中の新たな基本構想に位置づけられる取組を着実に推進し、子どもたちが誇れるまち八代の実現を目指していくこととしております。

3点目が、喫緊の課題への対応です。県と一体となって取り組む県営工業団地の整備による最大の効果を得るための取組を推進していくこととしております。

次に、2項目めとしましては、右側の持続可能な財政運営に向けた取組として、2点をお示ししております。

1点目が、財政の見通しでございます。まず、歳入におきましては、市税の動向としまして、一定程度の増加は見込めるものの、災害等の影響から大きな税収増を見込むことは難しい状況であること。また、ふるさと納税による寄附金は令和7年度は伸び悩んでいること。歳出につきましては、施設の維持管理経費や物価高騰等の影響により委託料などの経常経費が増加し、歳出の増加が市税の伸びを上回ることが予想されること。さらに、給食センターなどの大型事業の整備により、今後も公債費が増加する見込みであることなどをお示ししております。

そのような状況から、2点目、メリハリのある予算化の実現のために必要な事項をお示ししております。本市の重要施策を全力で推進していくためには、ゼロベースでの事業の見直しが必要不可欠であり、各部課かいにおいて、厳格な優先順位づけによる事業の見直しを実施するなどの取組により、財源の調整を図ることとしております。

また、昨年度に引き続き、人件費や扶助費等の義務的経費や数年ごとに行う経費を除いた部分につきましては、一般財源ベースのシーリングを設定することとしております。

なお、シーリング率は、対象となる部分におきまして、令和5年度当初予算の一般財源ベー

スと同額としておりまして、これは、昨年度のシーリング率であります97%に、物価高騰分として3%分を上乗せして見込んでいるところでございます。

以上で予算編成方針についての御説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（木村博幸君） それでは、本件について何か質疑、意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で令和8年度当初予算編成方針についてを終了します。

執行部入替えをお願いします。

（執行部 入替え）

・行財政の運営に関する諸問題の調査
（選挙公報の配布状況調査について）

○委員長（木村博幸君） 次に、選挙公報の配布状況調査について説明願います。

○選挙管理委員会事務局事務局長（公平委員会事務局長併任）（橋口伸一君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）選挙管理委員会事務局の橋口でございます。

所管事務調査、選挙公報の配布状況調査について御報告いたします。恐れ入ります。着座にて御説明申し上げます。

では、資料のほう御覧ください。所管事務調査、選挙管理委員会事務局の選挙公報配布状況調査についての資料でございます。

9月定例会の一般質問で、配布状況について選挙管理委員会委員長の答弁及び10月21日の総務委員会における報告では、委託事業者からの報告を基に5万2343部配布、率にして96.81%としておりました。

しかし、総務委員会で、市として調査を行ったのかとの御質問、委託料支払いの資料として必要ではないかとの御意見、一般質問では市でも調査すべきではないかとの御意見がございま

したことから、その後、選挙管理委員会事務局にて配布状況を調査いたしました。

資料の1ページを御覧ください。

市政協力員328人の皆様に調査の御協力をいただききました。

調査方法といたしましては、11月13日から28日にかけて、市政協力員御本人へ御自宅の配布状況を電話で聞き取りを行うサンプリング調査を行っております。市政協力員の受け持つ地区の配布状況を伺ったものではございません。

その結果、328人全員から御回答をいただき、御自宅へ届いていないと回答された方は106人、率にして32.32%となりました。そこから配付率にして67.68%となります。

その後、事業者との確認を重ね、精査した結果、選挙人名簿登録の5万4068世帯の67.68%で、配布部数を3万6594部と認定したところでございます。

なお、2ページ目に校区ごとの結果を掲載しております。

それでは、今後の対応でございます。

まず、この調査結果を委託事業者へ通知し、調査結果に基づく委託料の支払いを行います。

次に、配布率向上の取組として、郵送やタウンメール、市民団体へ有料委託の交渉を進めるなど委託先を確保し、分割発注することを考えております。ポスティングなど直接配布のみで配布率向上を目指すことには限界があることから、公共施設、民間施設に備え置くこと、市ホームページに掲載していること、希望される世帯に郵送することなど、多様な配布方法があることを周知して、選挙公報を目にしていだけるよう努めてまいります。

以上、御説明といたします。よろしくお願いたします。

○委員長（木村博幸君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（菱田由貴君） 調査結果に基づき委託料を支払うというところで、その調査結果に基づきってというのは、その配布部数のサンプルの結果で委託料を払うってという認識で間違いないですか。

○選挙管理委員会事務局事務局長（公平委員会事務局長併任）（橋口伸一君） 委員の御質問のとおり、契約単価に配布部数——おっしゃられた配布部数3万6594部を掛けたものを委託業者に支払うことと考えております。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（橋本貴喜君） 市政協力員328名ってということで、全体の世帯数に比べて物すごく少ないと思うんですよ。統計的なデータの取り方として、このサンプル数で足りているのか。足りていない場合は、ちょっと乱暴な数字なのかなってイメージになりますけども、そこら辺はどうお考えですか。

○選挙管理委員会事務局事務局長（公平委員会事務局長併任）（橋口伸一君） 委員のおっしゃいますとおり、確かに5万4000に対して328というのは少ないふうに見えますが、統計学的に調べてみましても、大体5万件に対しても300から400程度、調査すれば大体95%の信頼度で、プラスマイナス5%の誤差にとどまると言われております。このことから、市内満遍なくいらっしゃる市政協力員の皆様へサンプリング調査を行うことで、全体的な像が見えるのかなということ、そのように調査を行ったところでございます。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。

○委員（橋本貴喜君） ありがとうございます。統計的に問題ないのであれば、大体正しい数字。

また、今後の対応のところ、市ホームページで選挙公報を掲載とかあるんですけども、掲載じゃなくて、今、いろいろと発信する、——市のLINEですとかいろんな発信方法もある

ので、そこで発信するのも早いのかなと。載せましたよではなくて、もう、はい、これですって言うことで、より早く市民の皆さんに届くのかなと思いますので、そこら辺も御検討いただければと思います。

○選挙管理委員会事務局事務局長（公平委員会事務局長併任）（橋口伸一君） ありがとうございます。LINE辺りに実際もう載せて選挙公報を周知できるか。その辺りにつきましても、公職選挙法辺りを確認いたしまして、市民の皆様にはプッシュ型でいけるかどうか検討いたしまして、できるのであればそのようにしたいと思います。

法令関係で難しいのであれば、やはりリンク辺りや、そこにありますよというのを通知いたしまして、皆さんに見ていただけるように努めてまいります。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で選挙公報の配布状況調査についてを終了します。

執行部は御退席ください。

（執行部 退室）

○委員長（木村博幸君） そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） 異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、最後に、本委員会の管外行政視察について協議のため、小会いたします。

(午後0時06分 小会)

(午後0時08分 本会)

○委員長(木村博幸君) 本会に戻します。

それでは、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は、令和8年1月20日から21日までの2日間、大阪府箕面市、兵庫県西宮市へ、行財政の運営に関する諸問題の調査のため、管外行政視察を行うこととし、議長宛て派遣承認要求の手続を取らせていただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木村博幸君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって総務委員会を散会いたします。

(午後0時09分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和7年12月18日

総務委員会

委員長